

平成26年度文部科学省委託事業
第1回加盟団体連絡会議兼ドーピング防止研修会

平成26年度
ドーピング検査事業について

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
テストンググループ シニアマネージャー 平井 千貴

血液検査について

- 全競技・全競技者を対象に検体採取を開始。
- 具体的な事例（以下に限定せず）
 - RTPAの競技者
 - IFからの指名がある競技者
 - ドーピング検査実施対象大会に出場する可能性がある競技者
 - 大会前の検体採取（事前通告がある場合、ない場合がある）
 - 過去に採取した検体（尿・血液）の結果による追加の検体採取

血液検査について

- 血液検査について全競技者へ情報提供をお願いします。



- 教材：JADAアスリートサイト

<http://www.realchampion.jp/>

- 教材ダウンロード

<http://www.realchampion.jp/download/7>

- 血液検査手順

http://www.realchampion.jp/process/examine_blood

競技会外検査について

- RTPAおよび代表合宿参加者以外の競技者も対象となり得る
- 具体的な事例（以下に限定せず）
 - ICT等で採取した検体から通常とは異なる数値が示された場合
内因性であることを判断するために、追加のOOCTの実施が求められる
 - IFから依頼がある場合
 - JADAが入手した様々な情報に基づいて検査を実施する場合

分析メニューについて

- 新しい「検査と捜査に関する国際基準」のテクニカルドキュメントにて、競技・種目毎にWADAから分析メニューが指定される予定。
- 詳細は、2014年後半にWADAから発表予定。
- 2015年1月1日以降の大会用に予算確保が必要となる可能性がある。

未成年競技者に対する リスク管理対応について

未成年競技者に対するリスク管理 ～同意書の取得について～

- 2015年1月1日から適用される新しい規程で、未成年競技者の親権者から同意書の取得が求められている。
- 複数の法律専門家に相談した結果、未成年競技者の親権者から同意書を取得しなければならないという判断に至った。

未成年競技者に対するリスク管理 ～未成年の定義について～

- 世界ドーピング防止規程及び国際基準においては、未成年の定義は18歳未満。
- 次の理由により、同意書の取得は日本の法律で定められる20歳未満からの取得が必要という判断に至った。

未成年競技者に対するリスク管理 ～適用する法律・規則について～

- 選手登録手続きは、法律上競技団体との「契約」という位置づけとなる。
- 契約は、行為能力がある者による手続きが求められる。
- 民法で、20歳未満は「行為能力がない」と判断される。
- 20歳未満による契約手続きにおいては、親権者から同意書の取得が求められる。

未成年競技者に対するリスク管理 ～適用する法律・規則について～

- 契約手続きにおいて、不利益事項（制裁等含む）の事前提示が求められる。
- 当該同意書は、選手登録に伴うリスク管理の一環。
- 国際大会における組織委員会としての対応は、IFに指示を仰ぐ必要がある。

親権者からの同意書の確保について ～適用規則区分について～

競技団体
選手登録等
契約行為

民法

契約成立前は、民法が適用
行為能力がある者(20歳以上)による
契約行為が求められる。

同意書取得後

NF/IF
競技規則
倫理規定等

アンチ・
ドーピング規程
WADA/
JADA/IF等

AD規程・競技規則等

契約が成立後、スポーツ界の
ルールが適用
⇒未成年者に対してもアン
チ・ドーピング規則や競技
規則等の適用可。

未成年競技者に対するリスク管理 ～同意書の取得について～

- 採取する検体の種類を問わず、検査対象となる可能性がある20歳未満の競技者の親権者からの同意書の取り付けが求められる
- 対象者例
 - 検査対象大会に出場する可能性がある競技者
 - ジュニア等含む代表チーム等の合宿に参加するようなレベルの競技者
- 1度提出すればよい
- 親権者が変わったら、再度提出が求められる

未成年競技者に対するリスク管理 ～同意書の取得について～

- 各競技団体で行う必要があること
 - 20歳未満の競技者の親権者(代理不可)からの同意書の取得(JADAひな形提供)
 - 同意書取得競技者の一覧作成(JADA指定書式)
 - 競技団体として同意書を取得している旨を保証する保証書の作成(JADA指定書式)

未成年競技者に対するリスク管理 ～同意書の取得について～

- 競技団体 ⇒ JADAに提出するもの
 - 同意書取得者一覧(JADA指定書式)
 - 競技団体として同意書を取得している旨を保証する保証書の作成(JADA指定書式)

書式～同意書～

【NF】 御中

同意書

私は、【20 歳未満の競技者】（以下「甲」）の親権者として、甲が、競技会内又は競技会外を問わず公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が実施するドーピング検査（採取検体不問）の内容を理解した上で甲がドーピング検査を受けることに同意し、検査に対して異議を申し述べません。なお、本同意は、甲が満 20 歳となるまで有効とし、本人が 20 歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴連盟（機構、協会）に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

平成 2 6 年 ●● 月 ●● 日

【20 歳未満の競技者名】 親権者

住所： _____

氏名： _____ 印

書式～保証書～

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 御中

保証書

私は、【NFの名称】の代表者として、【NF】に登録する20歳未満の全競技者の親権者から貴機構が実施するドーピング検査を受けることに対する同意を得ていること、及び、20歳未満の全競技者のリストが本書別紙一覧表のとおりであることを保証いたします。

平成26年●月●日

【NFの名称】

【代表者氏名】 印

書式～一覧～



公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 御中

平成 年度

<競技団体名>

20歳未満競技者の親権者同意書提出一覧

	氏名	氏名 (かな)	親権者氏名	生年月日	同意書提出日	種目
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

親権者からの同意書の確保について

選手登録等システム全体に関わる大きな事象になるかと存じますが、貴団体のリスク管理にも関わるので、ご協力の程よろしく申し上げます。

検査現場における 未成年競技者に対する 対応について

検査現場における未成年 ～適用年齢について～

競技団体
選手登録等
契約行為

民法

行為能力がある者
= 20歳以上
(20歳未満競技者の
親権者)

同意書取得後

アンチ・
ドーピング規程
WADA/
JADA/IF等

アンチ・ドーピング規程

アンチ・ドーピング規程
= 18歳未満

18歳未満の競技者に対する 検査手続きについて

● 通告

- 通告時に同伴者を伴うよう説明し、努める。

● 採尿立会い

- 同伴者に採尿立会いDCOを監視させる。
- 同伴者が不在の場合には、DCOの同伴者が採尿立会いDCOを監視する。

● 検体封印作業

- 同伴者を同席させるよう説明し、努める。

検査手続きについて

18・19歳は
ドーピング検査手続きにおいて
成人扱いとなる

18・19歳の競技者へ
周知してください

PLAY TRUE

BE the REAL CHAMPION!

